

大津市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例 新旧対照表

現行	改正後
○大津市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例 (略) (登録の資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者のほか、次に掲げる者が選任されているときには代表者に代えてこれらの者とする。 (1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号) <u>第19条第1項第1号へ</u>に規定する職務代行者 (2) 地方自治法第260条の9に規定する仮代表者 (3) 地方自治法第260条の10に規定する特別代理人 (4) 地方自治法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人 (平20条例41・一部改正) (略) (登録) 第5条 市長は、前条の規定による登録の申請があったときは、同条第1項の書面の記載事項及び個人印鑑の印影と当該認可地縁団体に係る地方自治法施行規則 <u>第21条第2項</u>の規定により作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録票の記載事項及び印影と照合するほか、同書面に記載されている事項等について審査しなければならない。 2 市長は、前項の審査に合格したときは、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録の決定をするものとする。 3 市長は、前項の規定により登録の決定をしたときは、認可地縁団体印鑑登録原票を作成し、保管するものとする。 4 前項の認可地縁団体印鑑登録原票には、印影のほか、<u>次の各号に</u>掲げる事項を登録するものとする。 (1) 登録番号 (2) 登録年月日	○大津市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例 (略) (登録の資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者のほか、次に掲げる者が選任されているときには代表者に代えてこれらの者とする。 (1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号) <u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 (2) 地方自治法第260条の9に規定する仮代表者 (3) 地方自治法第260条の10に規定する特別代理人 (4) 地方自治法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人 (平20条例41・一部改正) (略) (登録) 第5条 市長は、前条の規定による登録の申請があったときは、同条第1項の書面の記載事項及び個人印鑑の印影と当該認可地縁団体に係る地方自治法施行規則 <u>第18条の3第1項</u>の規定により作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録票の記載事項及び印影と照合するほか、同書面に記載されている事項等について審査しなければならない。 2 市長は、前項の審査に合格したときは、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録の決定をするものとする。 3 市長は、前項の規定により登録の決定をしたときは、認可地縁団体印鑑登録原票を作成し、保管するものとする。 4 前項の認可地縁団体印鑑登録原票には、印影のほか、<u>次に掲げる</u>事項を登録するものとする。 (1) 登録番号 (2) 登録年月日

(3) 認可地縁団体の名称 (4) 認可地縁団体の事務所の所在地 (5) 認可地縁団体の認可年月日 (6) 登録資格 (7) 代表者等の氏名 (8) 代表者等の生年月日 (9) 代表者等の住所 (10) その他認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関して必要な事項 (略) (代理人による申請) 第11条 地方自治法施行規則<u>第19条第1項第1号ト</u>に規定する代理人が選任されている認可地縁団体にあつては、第4条の規定による認可地縁団体印鑑の登録の申請、第7条の規定による認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請及び前条の規定による認可地縁団体印鑑の登録の証明の申請は、当該代理人により行うことができる。 (略)	(3) 認可地縁団体の名称 (4) 認可地縁団体の事務所の所在地 (5) 認可地縁団体の認可年月日 (6) 登録資格 (7) 代表者等の氏名 (8) 代表者等の生年月日 (9) 代表者等の住所 (10) その他認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関して必要な事項 (略) (代理人による申請) 第11条 地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人が選任されている認可地縁団体にあつては、第4条の規定による認可地縁団体印鑑の登録の申請、第7条の規定による認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請及び前条の規定による認可地縁団体印鑑の登録の証明の申請は、当該代理人により行うことができる。 (略)
---	--